

令和2年10月1日

徳島市の公設学童保育クラブを御利用の皆様

徳島市保健福祉部子育て支援課

学童保育利用料軽減事業に係る申請書（途中入所者等用）について

日頃は、本市の児童福祉行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、保育所から小学校への切れ目のない支援により、子育て支援の充実を図ることを目的とし、下記の要件を満たしている世帯の児童を対象に、「学童保育クラブ利用料の軽減」を実施しています。

については、11月以降に途中入所された方または世帯状況等が変更となった方のうち、該当すると思われる場合は、下記の事項を御確認いただき、別添の申請書に必要事項を御記入の上、入所した月日（または世帯状況等が変更となった月日）から1ヶ月以内に、郵送または市役所子育て支援課（南館2階31番窓口）にて提出してください。

- ※1 対象となる利用料は、令和2年4月から令和3年3月まで（年度途中から世帯状況が変わった方は変わった月の翌月から対象）に学童保育クラブに支払われる、通常開所時間に係る利用に対して保護者が徴収される利用料であり、おやつ代、実費徴収分や入所金、延長保育料、スポーツ保険料、休会期間中に徴収される登録料や退所時に徴収される退所金等は除きます。
- ※2 申請書に記載する「申請者」は、「学童保育クラブ利用料を実際にお支払いされた方」とし、また、給付金の受取口座は、「申請者の御本人名義の口座」としてください。

【軽減対象となる児童（軽減要件）】

- 1 世帯の市民税所得割課税額の合算額が169,000円未満の世帯の第3子以降の児童
- 2 生活保護世帯の児童
- 3 市民税非課税世帯であって、ひとり親家庭世帯又は在宅障がい者（児）のいる世帯又は準要保護世帯に該当する世帯の児童
- 4 市民税非課税世帯の第2子以降の児童
- 5 世帯の市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭の世帯の第2子以降の児童

※ 市民税所得割課税額は、令和2年4月1日時点で確認可能な直近年度である「平成31年度 市民税額」（平成30年中の収入に基づく）により算出します。

【提出期限】

入所した月日（または世帯状況等が変更となった月日）から1ヶ月以内※期限厳守

【提出書類】

- ① 申請書
  - ② 口座確認書類（今年度新たに申請される方、あるいは新たな振込先を希望される方のみ）
  - ③ 平成31年度住民税所得課税証明書（平成31年以降に本市に転入された方のみ）
- ※ 児童扶養手当証書、就学援助支給決定通知等の添付は不要です。

**【審査結果及び交付対象額等について】**

審査の結果、要件に該当しないと判断される世帯の方も含め、申請者全員に審査結果を送付する予定です。

なお、交付対象となる利用料額は、各学童保育クラブから今年度の利用料納入状況を確認した上で決定するため、金額の決定及び交付日の通知は来年4月に行う予定ですので、よろしくお願い致します。

以 上

(子ども育成係 担当：吉田、堀田)  
(TEL：621-5192)